

(仮称) 浜島プロジェクト建設事業に係る簡易的環境影響評価書に対する 志摩市長意見について

本事業は、既にゴルフ場として開発し利用されている区域で実施するものであるが、事業実施による環境影響を改めて認識するとともに、配慮を求める。

市民等に対しては、適切な情報提供に努め、特に周辺住民に対しては丁寧に説明を行うなど地域との対話に努め、事業に関する苦情等が寄せられた場合は速やかに対応すること。

また、事業実施の際に、予測結果と異なる状況が発生した場合は、適切な措置を講じ環境への影響の低減または回避に努めること。

加えて、以下の点を踏まえ適切に対応すること。

1. 大気・騒音・振動

- ・ 工事車両や建設機械においては、低騒音、低振動型及び排出ガス適正適合車の優先的な使用に配慮すること。
- ・ 資材等の排出入及び工事においては、稼働時間が集中しないように作業等の平準化を図り、周辺道路の渋滞の発生についても配慮すること。

2. 水質

- ・ 工事中または供用後の土砂及び汚濁水の流出、防止に努め管理を行うこと。
- ・ 施工中及び施工後においても、周辺農地及び下流域取水に影響を及ぼさないように必要な対策を講じること。また、周辺海域の水質悪化や水生生物に被害がないよう工事施工と施設の排水管理を行うこと。

3. 陸生生物、水生生物

- ・ 工事中ならびに供用後において、今回の調査で確認されたササユリを含む希少動植物が確認された場合は、その生息環境の保全措置を講ずること。
- ・ 水質検査を継続して実施し、生態系の保全に努めること。
- ・ 事業周辺の水生生物への影響を配慮して、造成工事中を含め濁水の流出防止に努めること。
- ・ その他レッドデータブック等で指定されている動植物が工事中ならびに供用後に確認された場合はその生息環境の保全措置を講ずること。

4. 景観

- ・ 事業実施にあたり、既にゴルフ場として開発された地形をそのまま活かすとの計画であるため、伊勢志摩国立公園内であることを念頭に、周辺環境・景観への影響を最小限にとどめるよう配慮すること。また、「景観法」及び「志摩市景観計画」を遵守すること。

5. 廃棄物

- ・工事中ならびに供用後に発生した廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、事業者の責任で適切に処理するとともに、再生利用等を行うことによりその減量に努めること。

6. 温室効果ガス

- ・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に十分に配慮すること。

7. その他

- ・工事中ならびに供用後に災害等が発生した際は、責任をもって原形復旧等の対応を行うこと。
- ・工事中ならびに供用後、生徒の通学及びスクールバスの運行に支障が生じないよう安全対策に努めること
- ・各種法令等を遵守すること。